

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条</p> <p>ア } (略)</p> <p>イ } (略)</p> <p>ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)</p> <p>普通診断書料 1通につき 2,160円</p> <p>死亡診断書(死体検案書)料 1通につき 2,160円</p> <p>特殊診断書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400円</p> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,320円</p> <p>証明書料 1通につき 1,620円</p> <p>特殊証明書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320円</p> <p>上記以外の証明書料 1通につき 3,240円</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS - 1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン</p>	<p>第2条</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ウ 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)及び<u>文書発送料</u></p> <p>普通診断書料 1通につき 2,160円</p> <p>死亡診断書(死体検案書)料 1通につき 2,160円</p> <p>特殊診断書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400円</p> <p>上記以外の診断書料 1通につき 4,320円</p> <p>証明書料 1通につき 1,620円</p> <p>特殊証明書料</p> <p>自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320円</p> <p>上記以外の証明書料 1通につき 3,240円</p> <p><u>文書発送料(文書を郵便により交付する場合)</u> <u>当該郵送に必要なとなる日本郵便株式会社が定める第一種郵便物の料金</u></p> <p>エ (同 左)</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS - 1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン</p>

静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)

1回につき 10,100円

術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)

1回につき 3,130円

オクトレオチド皮下注射療法 先天性高インスリン血症(生後二週以上十二月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。)

1回につき 1,676,719円

内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)

1回につき 1,075,010円

放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫(病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。)

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。)

1回につき 80,257円

カ } (略)
キ }

ク 病衣貸与料 1日につき 108円(100円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

(中略)

静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)

1回につき 10,100円

術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)

1回につき 3,130円

オクトレオチド皮下注射療法 先天性高インスリン血症(生後二週以上十二月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。)

1回につき 1,676,719円

内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)

1回につき 1,075,010円

放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫(病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。)

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。)

1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法

1回につき 3,490円

カ } (同左)
キ }

ク 病衣貸与料 1日につき 178円(165円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

別表 保険給付外の診療に係る諸料金
第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) } ゝ } (略) (20) }	

(後 略)

附 則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。
ただし、第2条クに係る改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表 保険給付外の診療に係る諸料金
第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) } ゝ } (同 左) (20) }	
(21) <u>オンコタイプDX検査料</u> (1回につき)	<u>439,560</u>
(22) <u>リンパ浮腫施術料</u> (1回につき)	
<u>リンパドレナージュ 上肢片側</u>	<u>4,860</u>
<u>リンパドレナージュ 上肢両側</u>	<u>6,480</u>
<u>リンパドレナージュ 下肢片側</u>	<u>6,480</u>
<u>リンパドレナージュ 下肢両側</u>	<u>9,720</u>
<u>バンテージ(多層包帯)上肢片側</u>	<u>1,620</u>
<u>バンテージ(多層包帯)上肢両側</u>	<u>3,240</u>
<u>バンテージ(多層包帯)下肢片側</u>	<u>3,240</u>
<u>バンテージ(多層包帯)下肢両側</u>	<u>4,860</u>